

## シグマ研究委員会だより (そのⅡ)

### シグマ特別専門委員会の内規の改正について

シグマ委員会なる名称がしばしば用いられるが、これは、日本原子力学会のシグマ特別専門委員会(以下、特別委と略す)と日本原子力研究所のシグマ研究委員会(以下、研究委と略す)とを総合した通称である。特別委と研究委の本委員会との委員は全く同一であるが、全体としては異なる構成となっている。両委員会はこれまでも表裏一体の形で活動を進めてきているが両委員の構成や任期・委員の選出の違い等々のために研究委の内規との間で整合をとる必要性にせまられていた。

このために、先般、特別委の中にある諮問・調整委員会(委員長; 楢山一典氏(東北大))において特別委の内規の検討が行われ、改正案が作成された。その改正案は本年6月26日の特別委の総会において承認された。

その新しい内規を次頁に示してある。大きな改正点は、内規そのものでは大きな枠組のみを与え細かい点はすべて細則に廻したことである。また、主査、委員の選出における実際的でない手続きも除くことになった。この内規は何れ両委員会の全委員に配布されることになるがこの機会に誌上を借りてお知らせする次第である。

シグマ研究委員会事務局

原研核データセンター

## シグマ特別専門委員会内規

昭和61年6月26日改正

1. 本委員会は、次の活動を行うことを目的とする。
  - a. 核データ全般の活動に関する事項の討議
  - b. 委員会の組織と人事の決定、規定の改正
  - c. 核データ活動に関する情報の交換
  - d. その他
2. 委員会は主査1名、委員若干名および幹事1名をもって構成する。
3. 主査の選出は委員の互選による。主査の欠けるときは原研シグマ研究委員会委員長が代行する。幹事は原研核データセンター室長をもってあて、主査を補佐し委員会の事務を処理する
4. 委員は、その活動分野および所属機関を考慮し、兩者について適切な分布がえられるよう主査が選出し委員会の議を経て決定する。
5. 委員は原則として2年毎に更新する。ただし、重任を妨げない。
6. 特定の事項を審議するため、小委員会を置くことができる。
7. 必要に応じて委員外の参加を求めることができる。
8. この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## シグマ特別専門委員会実施細則

昭和61年6月26日制定

1. 内規第6項により、本委員会に運営委員会および諮問・調整委員会を置く。
2. 運営委員会は、(1)主査、シグマ研究委員会委員長、原研核データ・センター室長、及びシグマ研究委員会専門部会長、(2)主査の推薦する原研外の関連機関を代表しうる者及び原研内関連各部を代表しうる者をもって構成する。  
運営委員の数は、原則として本委員数の1/3以下とする。任期は本委員に同じ。
3. 運営委員会は委員会業務の全般について実行権を持つものとする。運営委員会の決定は運営委員2/3以上の同意による。ただし、本委員会の審議及び承認を必要とする事項(委員会人事、本委員会が指定した事項及び運営委員会の判断による事項)については本委員会にはかるものとする。その余裕のない場合には、郵便等によって承認を求めることができるものとする。
4. 諮問・調整委員会は10名以内をもって構成し、大学、産業界、原研及び運営委員会からの参加を原則とする。ただし、運営委員会からの参加は2名以内とする。諮問・調整委員は主査が指名して、本委員会の承認を得た者とする。諮問・調整委員長は同委員の互選による。任期は本委員に同じ。
5. 諮問・調整委員会は当該年度を中心とする委員会活動の全般を、長期的観点から概括的に検討し、委員会の組織や規定等の検討を行い、勧告を含む報告書を主査に提出し、次の運営委員会及び本委員会において報告するものとする。
6. 特別小委員会は特定の問題に関し、期間を限って設置し、報告書を主査に提出するものとする。委員は主査の指名による。
7. 上記の各委員会は、必要に応じて、オブザーバーを出席させることができる。

以上